



国際労働事務局

ILO 労働力移動に関する 多国間枠組み

労働力移動への
権利に基づく
取り組みのための
拘束力のない
原則とガイドライン

ILO 労働力移動に関する多国間枠組み

**労働力移動への権利に基づく取り組みのための
拘束力のない原則とガイドライン**

国際労働機関

ILO 労働力移動に関する多国間枠組み

労働力移動への権利に基づく取り組みのための
拘束力のない原則とガイドライン

国際労働事務局、ジュネーブ

監修：関西学院大学経済学部教授 井口 泰

翻訳：九州大学大学院経済研究科専任講師 志甫 啓

ILO（国際労働事務局）の出版物は、普遍的著作権条約の第2議定書（Protocol 2 of the Universal Copyright Convention）が規定する著作権を享受する。ただし、出典を明らかにするという条件のもとで、許可なく短い抜粋を引用することは許される。出版や翻訳の権利の取得については、ILO Publications (Rights and Permissions), International Labour Office, CH-1211 Geneva 22, Switzerland あるいは電子メールで pubdroit@ilo.org に申請を行うことが求められる。ILOではこれらの申請を歓迎する。

ILO 国際労働力移動プログラム

ILO 労働力移動に関する多国間枠組み：労働力移動への権利に基づく取り組みのための拘束力のない原則とガイドライン

Tokyo, International Labour Office, 2007

ISBN: 978-92-2-819118-9 (印刷版)

ISBN: 978-92-2-819119-6 (ウェブサイトpdf版)

ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）、雇用創出、雇用政策、国家計画、取り組み、技能開発、社会対話、労働条件、仕事における基本的権利、社会的保護、ジェンダー平等、労働力移動、送金

本枠組みは英語、仏語及び西語でも出版されている。

英語：*ILO's Multilateral Framework on Labour Migration; Non-binding principles and guidelines for a rights-based approach* (ISBN: 92-2-119118-4 & 978-92-2-119118-6), Geneva 2006

仏語：*Cadre multilatéral de l'OIT pour les migrations de main-d'œuvre. Principes et lignes directrices non-contraignants pour une approche des migrations de main-d'œuvre fondée sur les droits* (ISBN: 92-2-219118-8 & 978-92-2-219118-5), Geneva 2006

西語：*Marco multilateral de la OIT para las migraciones laborales. Principios y directrices no vinculantes para un enfoque de las migraciones laborales basado en los derechos* (ISBN: 9788-92-2-319118-4), Geneva, 2007

ILO Cataloguing in Publication Data

ILO刊行物中の呼称は国際連合の慣行によるものであり、文中の紹介は、いかなる国、地域、領域、その当局者の法的状態、またはその境界の決定に関するILOのいかなる見解をも示すものではない。

署名のある論文、研究報告及び寄稿文の見解に対する責任は原著者のみが負い、ILOによる刊行は、文中の見解に対するILOの支持を表すものではない。

企業名、商品名及び製造過程への言及はILOの支持を意味するものではなく、また、企業、商品または製造過程への言及がなされていないことはILOの不支持を表すものではない。

* * *

ILO刊行物は、主要な書店、ILO駐日事務所、スイスにあるILO事務局本部の出版局にて販売しています。最新刊行物のカタログは無料で配布しているほか、ウェブサイト<http://www.ilo.org/publns>でもご覧になれます。ご注文は電子メール（ilo-tokyo@ilotokyo.jp）でも受け付けています。

はじめに

就労のための人の移動と開発との関連は、今や世界の多くの国々に影響を及ぼすグローバルな問題として、国際・地域・国内的な政策課題となっている。労働を通して、移民労働者は、就労している国の発展と開発に寄与している。送出国は、彼らの送金と移住経験を通じて身につけた技能から大きな利益を得ている。しかしながら、人の移動の過程は、深刻な問題をも引き起こしている。多くの移民労働者、とりわけ非熟練労働者は、深刻な酷使や搾取を受けている。単独で移動するようになった女性たちは、今や世界全体の国際的な移民の約半数を占め、保護の問題に直面している。国境を越える労働力移動に対する規制が強まるにつれ、非正規移民、人身取引、人の密輸が増加し、人権と労働の権利の保護に対する重大な問題を投げかけている。

労働力移動が広がり、複雑化する中で、国際社会は、過去20～30年の間に編み出された国際的文書に加え、新たな管理ツールを必要としている。国際労働機関（ILO）は、政労使の三者構成、労働問題における使命、労働基準設定の権限、仕事の世界における社会正義の促進に携わる長年の経験により、政府、社会的パートナー、その他の利害関係者のために、労働力移動政策と実務に関する原則及びガイドラインを作成する義務と果たすべき独自の役割をもっている。

こうした背景のもとで、ILOは近年、広範な対話を推進してきた。例えば、ILOによって設置され、多岐にわたる著名な専門家によって構成された「グローバル化の社会的側面に関する世界委員会」は、国際的な人の移動に関する多国間枠組みの不在により、移民労働者の搾取、非正規移民の拡大、人身取引の増加、開発途上国からの頭脳流出など、多くの付随的な問題が引き起こされたと指摘した。2004年の第92回ILO総会では、移民労働者に関する一般討議が行なわれ、グローバル経済における移民労働者の公正な処遇に関する決議が全会一致により採択され、労働力移動に関するILO行動計画の策定を求めた。決議は次のように指摘する。「機会、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）、人間の安全保障を求めて人々の移動性が増大することに、政策決定者の注意が集まり、世界のほぼ全ての地域で多国間協力

のための対話が促進している。ILOは、就労のための人の移動による利益を最大化し、リスクを最小化する政策の促進において中心的な役割を担うことができる。」

活動計画の中心事項は、労働力移動に関する権利に基づく多国間枠組みの策定であった。ILOは2005年10月31日～11月2日、ジュネーブで三者構成専門家会議を開催し、「労働力移動に関する多国間枠組み:労働力移動への権利に基づく取り組みのための拘束力のない原則とガイドライン」を採択した。2006年3月の第295回ILO理事会において、この枠組みの刊行及び普及が決定された。

労働力移動に関する多国間枠組みは、全ての当事者のために、労働力移動の利益を最大化する実践的な指針や行動に対する幅広い要請を考慮し、これに応えるものである。枠組みは、

- ・移民政策の策定者が国内・地域・国際的に直面する重要な課題を取り上げ、
- ・関連する国際基準、ILO加盟国の政策及び事例を国際的に検討して導き出された労働力移動政策に関する原則、ガイドライン、優良事例を集大成し、
- ・全ての人のためのディーセント・ワーク、人の移動のガバナンス、移民労働者の保護、人の移動と開発との連携促進、国際協力の拡大、等の重要なテーマを扱い、
- ・自国の移民政策を決定する、全ての国家の主権を明確に認める拘束力のない枠組みであり、
- ・社会的パートナー、社会対話、政労使の三者構成主義が労働力移動政策にきわめて重要な役割を果たすことを認め、
- ・女性の移民労働者が直面する特別な問題に取り組むジェンダーに配慮した移民政策を提唱している。

枠組みは、政府、使用者団体、労働者団体及び国内・地域・国際的な労働力移動政策及び実務の策定、強化、実施、評価に携わる全ての人々に役立つものである。ILOは政労使と協力して、付属文書2にある優良事例集を定期的に更新し、枠組みを促進するための専門的な支援やガイダンスを提供することとしている。

国際労働機関 (ILO)
事務局長 ファン・ソマビア

目次

はじめに	v
前文	1
序文	3
I. ディーセント・ワーク （働きがいのある人間らしい仕事）	5
II. 労働力移動に対する国際協力的手段	7
III. 世界的な知識基盤	9
IV. 労働力移動の実効的な管理	11
V. 移民労働者の保護	15
VI. 移民に対する虐待的な行為（不適切な処遇を含む）及び その防止と保護	21
VII. 国境を越える人の移動のプロセス	23
VIII. 社会的統合及び社会的一体化	27
IX. 国境を越える人の移動と開発	29
付属文書1：ILO労働力移動に関する多国籍枠組みの中で言及される ILO条約及び勧告リスト	33
付属文書2：優良事例（省略）	

ILO労働力移動に関する多国間枠組み

「労働力移動への権利に基づく取り組みのための
拘束力のない原則とガイドライン」
ILO労働力移動に関する多国間枠組みに関する三者構成専門家会議採択
(2005年10月31日～11月2日、ジュネーブ)

三者構成専門家会議は、

国際労働機関（ILO）が、出身国以外で働く男女の労働・社会条件の改善に長年取り組んでいることを想起し、

ユニークな三者構成、権限、社会分野における長年の経験をもつILOが、政府、労働者団体、使用者団体への指針となる原則の発展に本質的な役割をもつことを考慮し、

ILO世界雇用戦略に強調されるように、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現に向けた取り組みの推進と人々が生活する場所に仕事を創出する必要性を念頭におき、

人の移動に関する国連、関係する専門機関、国際移住機関の事業活動を考慮し、

グローバル化の社会的側面に関する世界委員会と国際的移住問題に関する世界委員会の貢献を記録し、

ILOが1997年に国際的な人の移動の分野における今後のILO活動に関する三者構成専門家会議を開催したことを想起し、

2004年の第92回ILO総会において、グローバル経済における移民労働者の公正な処遇に関する第6報告書をもとに、労働力移動に関する統合的アプローチに基づく一般討議が行われ、ILOとその構成員に、関係する国際機関とのパートナーシップにおいて、移民労働者のための活動計画を実施するよう指

示する決議と結論が全会一致で採択され、

総会により提案された活動計画は、権利に基づいて労働力移動に取り組むための拘束力のない多国間枠組みの策定を含み、それは、労働市場の需要、自国の移民政策を決定する全ての国家の主権、移民労働者に関する国際労働基準やその他の関連文書の適用拡大のための活動を考慮するものであり、

拘束力のない多国間枠組みはまた、行動計画を推進し、国際的な労働力移動政策の整合性を進展させるために、ILOと他の関係する国際機関、とりわけジュネーブ移住問題グループ及び地域組織との協力を強化することを目的とすることを考慮し、

ここに、ILO理事会が、「ILO労働力移動に関する多国間枠組み：労働力移動への権利に基づく取り組みのための拘束力のない原則とガイドライン」に留意し、ILO加盟国の政府、労使団体及び他の関係する国際機関に対して、その内容を推進し尊重するよう要請することを求める。

序文

1. 就労のための人の移動は、今や世界中の国々に影響を与える重要な地球的課題である。今日、二つの主要な労働市場の力が働き、就労のための国際的な労働力移動が増加している。すなわち、就労年齢にある多くの人々が仕事に就くことができず、あるいは家族を養うのに十分な仕事を自国で見つけることができない。他方で、国によっては、さまざまな経済活動分野で労働力が不足している。その他の要因としては、人口構造の変化、社会経済的及び政治的な危機、先進国と開発途上国間及び各国内における賃金格差の拡大などが挙げられる。結果的として、就労のために国境を越える多くの労働力移動があり、なかでも仕事を求めて単独で移動する女性の数が以前より増え、今や移民労働者のおよそ半数を占めている。
2. 国境を越える労働力移動には、移民労働者だけでなく、送出国と受入国にも利益をもたらす多くの要素があり、送出国と受入国双方の経済成長と発展を助長することができる。自国の労働及び移民政策の策定に関する国家主権を認める一方で、効果的に労働力移動を管理し、移民労働者を保護するために、整合性のある包括的な国内政策をとる必要があることに注意を向けることが重要である。移民労働者がしばしば直面するところのジェンダー、人種、移民という立場に基づく複合的に不利な状況や差別に対し、特別の注意が払われるべきである。さらに、国際的な労働力移動に関する問題については、各国が独自に行動しても効果的ではない。したがって、労働力移動の管理における国際的な協力は、国益を追求する上でも重要である。
3. 拘束力のないILO多国間枠組みは、2004年第92回ILO総会で採択された、グローバル経済における移民労働者の公正な処遇に関する決議と結論に実効性を与えている。結論の23項は以下のように述べている。

加盟国のより実効的な労働力移動政策の策定を支援するため、政労使は、国内労働市場のニーズを考慮した、労働力移動への権利に基づく取り組みのための拘束力のない多国間枠組みの作成に合意した。この枠組みは、国際的な労働力移動に関わる国々の政策や優良事例についての情報、労働力移動の経済的利益を強化す

るための既存の提案、関連する国際労働基準、1998年に採択された仕事における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ、その他の関連する国際条約（付属文書 I 参照）に基づいて作成されるであろう。

特に、基本的原則として、移民労働者条約（改正）、1949年（第97号）と移民労働者（補足規定）条約、1975年（第143号）、これに付随する勧告第86号と第151号が考慮されるべきである。これらの条約が、批准された場合には、十分に遵守されるべきである。

4. ILOの多国間枠組みは、労働力移動のための拘束力のない原則とガイドラインからなる。それは、世界の全ての地域における労働力移動の事例を広範に研究、編集、検討したものであり、関連する国際条約や「移住管理の国際的課題」（International Agenda for Migration Management）などの国際的及び地域的政策ガイドラインに含まれる原則に基づいている。政府及び社会的パートナーは、これらの原則とガイドラインを実行するよう求められている。枠組みの付属文書2には、優良事例が含まれている。原則に関連する条約については、原則の脚注に言及されている。枠組みの規定は、ILO条約の批准により生じる義務を制限したり、あるいはそれに影響を及ぼすものではない。枠組みは、国内及び国際的な労働力移動政策の策定、強化、実施に関して、政府及び労使団体に実践的な指針を提供することを目的としている。また、国際的な労働力移動の問題に関心を寄せる関係者にとっても指針となりうるであろう。
5. 全ての人にディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進するという幅広い責務を背景として、多国間枠組みは、ILOを構成する政労使三者間及び事務局との協力と協議を促進し、他の国際機関とも連携して、政労使が移民労働者の権利、雇用、保護を含む労働力移動に関する実効的な政策を実施する上で、役立つことを意図している。

I. ディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事)

1. (a) 自由、公平、保障、人間としての尊厳の確保を条件とし、移民労働者を含む全ての就業年齢の男性及び女性が、生産的で働きがいのある人間らしい仕事を得る機会を推進すべきである。
- (b) ディーセント・ワークの実現に向けたILOの取り組みは、全ての人々に、自由に選択された雇用、仕事における基本的権利の承認、経済的・社会的及び家族の基礎的ニーズを満たし責任を果たすことを可能とする所得及び労働者と家族構成員に対する適切な水準の社会的保護へのアクセスを推進する。

ガイドライン

以下のガイドラインは、上記の原則を実務的に効果あるものとする上で、有益なことが判明するであろう。

- 1.1. 本枠組みの原則1(a)と1(b)に従い、生産的で働きがいのある人間らしい仕事を創出する経済政策及び社会政策を発展させ実施する。
- 1.2. 「世界雇用戦略」の実施を、各国レベルで支援する。

II. 労働力移動に対する国際協力的手段

2. 政府は、使用者団体及び労働者団体と協議の上、雇用を目的とする人の移動の管理を促進する国際協力に従事すべきである¹。政府と使用者団体及び労働者団体は、以下に提示されるガイドラインに基づき、国際的及び地域的レベルで整合性のとれた労働力移動政策を促進するため、ILOと連携すべきである。ILOは、労働力移動に関する拘束力のないILO多国間枠組みに基づき、労働力移動に対する協調的アプローチを発展させる目的で、他の関係のある国際機関との対話を推進すべきである。

ガイドライン

以下のガイドラインは、上記の原則を実務的に効果あるものとする上で、有益なことが判明するであろう。

- 2.1. 労働力移動に関する諸問題について、各国政府間の情報交換を発展させる。
- 2.2. 社会的パートナー（主に労使団体をさす）、市民団体及び移民労働者組織と協議し、労働力移動政策に関する政府間の対話と協力を発展させる。
- 2.3. 適切な場合には、どちらかのジェンダーに特に見られる傾向を含め、出入国手続き、流入、家族再統合の可能性、社会統合政策、帰国など、労働力移動の異なった側面に関する受入国と送出国の間の二国間・多国間の協定を推進する。
- 2.4. 開発途上国の女性及び男性にディーセント・ワークを提供する機会を創り出し又は増加させる事業や計画への開発援助を推進する。
- 2.5. 地域的、国際的及び多国間レベルにおける三者協議の仕組みを確立する。
- 2.6. 送出国と受入国の労働者団体の間で、情報交換と構成員の移動について規定する二国間及び多国間の協定を推進する。

¹ 第97号条約（第10条）及び第86号勧告。

- 2.7. 労働力移動の諸問題に、直接的または間接的に関係する他の地域的あるいは国際的な組織との交流を含め、労働力移動に関する主要機関としてのILOの役割を推進する。

Ⅲ. 世界的な知識基盤

3. 知識と情報は、労働力移動に係る政策と実務を策定し、施行し、評価する上で、決定的に重要である。それゆえに、これらを収集し活用することに、優先順位が与えられるべきである。

ガイドライン

以下のガイドラインは、上記の原則を実務的に効果あるものとする上で、有益なことが判明するであろう。

- 3.1. 男女別その他のデータを含む労働力移動に関するデータの収集と分析のため、政府の能力と体制を強化し、それを労働力移動政策に活用する。
- 3.2. 例えば国際労働力移動データベースにデータを提供する等の形で、労働力移動に関するデータの国際的な交換を奨励・促進する。
- 3.3. 移民の送出国への影響と受入国への貢献を含め、労働力移動の諸問題に関する研究を推進・支援し、それを発信する。
- 3.4. 二国間・多国間における労働市場に関する情報の交換を発展させる。
- 3.5. 継続的に、労働力移動に関する優れた実践例の概略を収集し交換する。

IV. 労働力移動の実効的な管理

4. 全ての国は、労働力移動の管理のため、独自の政策を整備する主権を有する。国際労働基準及びその他の国際法並びに各種ガイドラインは、必要に応じ、これらの政策を整合的、実効的かつ公正なものにするため、重要な役割を果たすべきである²。

ガイドライン

以下のガイドラインは、上記の原則を実務的に効果あるものとする上で、有益なことが判明するであろう。

- 4.1. 全ての移民労働者とその家族並びに送出国と受入国に有益なように、労働力移動を実効的に管理する、整合性があり、包括的であり、一貫性があり、透明性のある政策を策定し、実施する。
- 4.2. 労働力移動がもたらす幅広い社会的・経済的影響を認め、また全ての人へのディーセント・ワークと、完全、生産的かつ自由に選ばれた雇用を推進するため、労働力移動、雇用、及びその他の国家政策との間の整合性を確保する。
- 4.3. 国際労働基準及び関連する国際法並びに移民労働者に関する多国間協定に従い、国あるいは、適切な場合には、地域や多国間の労働力移動政策を策定し、実施する。
- 4.4. 正規の滞在資格を持たない状況におかれた労働者を含む移民労働者の一部の集団が直面する特定の脆弱性に対処する政策を実施する。
- 4.5. 労働力移動政策をジェンダーに配慮したものとし、国境を越える移動のプロセスにおいて女性がしばしば直面する問題と女性特有の虐待に対処するように保障する。
- 4.6. 労働政策的及び雇用政策的な考慮がなされるよう、労働関係の省庁に、労働力移動に関する政策の策定、改善、運営、管理における重要な役

² 移民労働者条約（改正）、1949年（第97号）；移民労働者勧告（改正）、1949年（第86号）；移民労働者（補足規定）条約、1975年（第143号）；移民労働者勧告、1975年、（第151号）；雇用政策条約、1964年（第122号）。

割を与える。

4. 7. 労働力移動に関係する全ての省庁、当局、組織の間で調整と協議を保障する仕組みを確立する。
 4. 8. 可能な場合には、移民労働者に関係する問題を扱う専門の部署を含め、労働力移動政策を企画、策定、実施するのに必要な権限と能力を有する特定の構造及び仕組みを、これらの省庁内部に確保する。
 4. 9. 関連する省庁に、労働力移動政策を遂行するための十分な予算及びその他の資源が与えられるように保障する。
 4. 10. 使用者団体及び労働者団体が、労働力移動問題について意見を求められ、彼らの見解が考慮されるように保障する三者構成の手続きを確立する。
5. 労働市場のニーズと人口動態を考慮しつつ、正規の労働力移動の経路を拡大することが検討されるべきである³。

ガイドライン

以下のガイドラインは、上記の原則を実務的に効果あるものとする上で、有益なことが判明するであろう。

5. 1. ジェンダーの問題を考慮し、また以下の内容を含む、定期的かつ客観的な労働市場分析を行う仕組みと体制を確立する。
 5. 1. 1. 労働力不足の産業、職業及び地域的側面並びにその原因、及び関連する労働供給の問題
 5. 1. 2. 公的・保健・教育部門を含む、送出国及び受入国における熟練労働者の不足
 5. 1. 3. 高齢化や人口増加をはじめとする人口動態が、労働の需要と供給に与える長期的な影響
5. 2. 移民労働者の入国許可、就業、居住に関して、労働市場ニーズを含む明瞭な基準に基づく、透明性のある政策を制定する。
5. 3. 適切な場合には、二国間・地域間・多国間協定を介した移民労働者の移動を促進する政策及び手続きを制定する。
5. 4. 地域統合の枠組みのなかで、労働力移動を推進する。
5. 5. 一時的な労働力受入れの枠組が、確定した労働市場ニーズに対応するものであって、これら枠組が移民と自国民労働者の均等待遇の原則を

³ 第97号及び第143号条約並びに第86号及び第151号勧告。

尊重するものであって、しかも、一時的な仕組みで働く労働者が本枠組みの第8及び第9原則にて言及される権利を享受することを保障する。

6. 社会対話（主に労使間の対話をさす）は適切な労働力移動政策の整備に必須であり、これを推進・実施すべきである⁴。

ガイドライン

以下のガイドラインは、上記の原則を実務的に効果あるものとする上で、有益なことが判明するであろう。

- 6.1. 教育プログラムと資料の準備、諸サービスの提供、異なるニーズを持ち得る男女の移民労働者及び就労を目的とした国外への移動を検討する者への援助を含めた、労働力移動の全ての側面に関する協議を保障する社会対話の各国レベルの手続きを制定または強化する。
- 6.2. 三者構成による協議手続きの制定を通じたものを含め、使用者団体及び労働者団体の、関連する国際的、地域的、国家的及びその他の話合いの場への参加を促進する。
- 6.3. 外国人労働者を雇用する際に直面する実際的な機会と課題について、使用者団体との対話と協議を推進する。
- 6.4. 労働力移動が引き起こす特有の懸念と、移民労働者の支援における役割について、労働組合との対話と協議を推進する。
- 6.5. 男性と女性双方の移民労働者を、対話と協議に関与させる。

7. 政府と社会的パートナーは、労働力移動政策について、市民団体及び移民の組織と意見交換を行うべきである。

ガイドライン

以下のガイドラインは、上記の原則を実務的に効果あるものとする上で、有益なことが判明するであろう。

⁴ 第143号条約（第2.2条、4条、7条、12(a)条、12(e)条及び14(b)条）；三者の間の協議（国際労働基準）条約、1976年（第144号）；第86号勧告（第4.2項及び19項）；第151号勧告（第4項、6(b)項、7(1)項、9項、14項、25(2)項及び29項）。

- 7.1. 社会的パートナーと共に、相談や援助により移民労働者の権利と福利厚生を推進する有力な市民団体と移民の組織を認定する。
- 7.2. 社会的パートナー、市民団体及び移民の組織間のネットワーク作りを奨励する。

V. 移民労働者の保護

8. 全ての移民労働者は、その（出入国管理法上の）資格に関わらず、人権を推進され、保護されるべきである。特に、全ての移民労働者は、8つのILO基本条約⁵ と関連する国連人権条約を反映しつつ、1998年に採択された「仕事における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ」の原則と権利を享受すべきである。

ガイドライン

以下のガイドラインは、上記の原則を実務的に効果あるものとする上で、有益なことが判明するであろう。

- 8.1. 政府は、人権を推進・保護する国内法令と慣行を全ての移民労働者に適用し、それが全ての関係者によって尊重されるようにすべきである。
- 8.2. 移民労働者に対して、彼らの人権及び義務に関する情報が提供されるべきであり、自らの権利を擁護できるように支援する。
- 8.3. 政府は、移民労働者の人権を保護するための実効性のある施行の仕組みを提供し、人の移動に関与する全ての政府職員に対し、人権に関する研修を提供すべきである。
- 8.4. 以下の目的のため、法律と政策が採択・施行・実行されるべきである。
 - 8.4.1. 男性及び女性双方の移民労働者に対し、第87号条約に基づく結社の自由に関する権利及び彼らが労働組合に加入する際には、役職につく権利を保障し、第98号条約に基づき、組合活動を理由とする差別からの保護を提供し、これらの権利が使用者団体及び労働者団体に遵守されることを確保する。
 - 8.4.2. 特に、正規の滞在資格を有しない移民労働者又はこのような

⁵ 結社の自由及び団結権保護条約、1948年（第87号）並びに団結権及び団体交渉権条約、1949年（第98号）；強制労働条約、1930年（第29号）並びに強制労働廃止条約、1957年（第105号）；同一報酬条約、1951年（第100号）；差別待遇（雇用及び職業）条約、1958年（第111号）；最低年齢条約、1973年（第138号）、最悪の形態の児童労働条約、1999年（第182号）。

状況に陥りやすいその他のグループの移民労働者について、負債による束縛と人身取引を含む強制労働の諸条件から保護する。

- 8.4.3. 第138号条約に基づき、雇入れの最低年齢の遵守を確保し、第182号条約に基づき、子どもの移民及び移民労働者の子どもの人身取引及び強制労働を含む最悪の形態の児童労働を効果的に禁止する。
- 8.4.4. 移民労働者に対する、雇用及び職業に関する全ての形態の差別を廃絶する。

- 9. (a) 特に別の言及がない限り、全ての国際労働基準を移民労働者に適用する。労働力移動と移民労働者の保護に関する国内の法律及び規則は、関連する国際労働基準及びその他の関連する国際的並びに地域的な法律の指針に則るべきである。
- (b) 移民労働者の保護は、国際法に基づく適切な法的根拠を必要とする。移民労働者の保護に関する国内法令及び政策を策定するに際し、政府は、移民労働者条約（改正）、1949年（第97号）、移民労働者（補足規定）条約、1975年（第143号）、及びこれらに付随する第86号並びに第151号勧告、特にこれらのうち、自国人と正規の滞在資格を有する移民労働者間の均等待遇及び全ての移民労働者に対する最低保護基準に関する基本的原則の指針に則るべきである。また、1990年の「全ての移民労働者及びその家族構成員の権利保護に関する国際条約」に含まれる諸原則も考慮されるべきである。これらの条約が批准されている場合には、これらは完全に実行されるべきである。
- (c) 国内法令と政策はまた、雇用、労働監督、社会保障、母性保護、賃金保護、労働安全衛生の各分野、さらに農業、建設業及び旅館・飲食店（ホテル・レストラン）業の各部門において関連する、その他のILO基準の指針に則るべきである⁶。

ガイドライン

以下のガイドラインは、上記の原則を実務的に効果あるものとする上で、有益なことが判明するであろう。

- 9.1. 移民労働者に関連するILO条約及びその他の国際法、特にILO第97号及び143号条約並びに1990年の「全ての移民労働者及びその家族構成員の権利保護に関する国際条約」の基本的原則を考慮し、これらを批准している場合には完全に遵守し、未批准の場合には批准及び条項の一部

の履行を検討する。

- 9.2. 全ての移民労働者が、本枠組みの第8原則及び第9原則に基づき、全ての関連する国際労働基準の条項の恩恵を享受することを保障するための対策を講じる。
- 9.3. 国内労働法及び慣行の面からは、正規の滞在資格を有する移民労働者と自国人の間の均等待遇を保障し、また第97号条約に基づく適切な社会的保護を受ける権利を保障することを目的とし、これを促進する国の政策を採択し履行する。
- 9.4. 国内の合法的な移民労働者が、雇用及び相当期間の雇用後の訓練機会に関し、自国人と均等待遇を享受すること、また、失業に際しては、第143号条約及びこれに付随する第151号勧告に基づき、他の仕事を見つけるのに十分な時間が与えられることを保障する対策を講じる。
- 9.5. 雇用されていた国を離れる全ての移民労働者が、雇用により規定どおりに支払われるべき未払いの報酬と手当を受け取る権利を有し、未払い賃金の支払いの履行を求めるために適正な期間、その国に留まることを保障する対策を講じる。
- 9.6. 永住する資格を認められた移民労働者が、就業不能な場合においても国に在留することを保障する対策を講じる。
- 9.7. 一時的に滞在を認められた移民労働者の権利に対する制約が、関連する国際基準を超えないことを保障する。
- 9.8. 国内労働法と社会法及び規則が、特に雇用、母性保護、賃金、職業安全衛生及びその他の労働条件の分野において、関連するILO文書に基づき、家事労働者やその他の権利の侵害を受けやすい集団を含め、全ての男女の移民労働者を対象とすることを保障する対策を講じる。
- 9.9. 正規の滞在資格を有する移民労働者、また、必要に応じ、正規の滞在資格を有しない移民労働者に対し、社会保障の適用と給付、さらに社

⁶ 関連する個々の条約は、均等待遇（災害補償）条約、1925年（第19号）；労働監督条約、1947年（第81号）；労働条項（公契約）条約、1949年（第94号）；賃金保護条約、1949年（第95号）；社会保障（最低基準）条約、1952年（第102号）；農園条約、1958年（第110号）；均等待遇（社会保障）条約、1962年（第118号）；雇用政策条約、1964年（第122号）；労働監督（農業）条約、1969年（第129号）；最低賃金決定条約、1970年（第131号）；看護職員条約、1977年（第149号）；職業上の安全及び健康に関する条約、1981年（第155号）；社会保障の権利維持条約、1982年（第157号）；職業衛生機関条約、1985年（第161号）；建設業における安全健康条約、1988年（第167号）；労働条件（旅館及び飲食店）条約、1991年（第172号）；鉱山における安全及び健康条約、1995年（第176号）；母性保護条約、2000年（第183号）；農業における安全健康条約、2001年（第184号）である。

会保障受給の可搬性を提供する二国間・地域間・多国間の協定を締結する。

9. 10. 移民労働者及び同伴の家族構成員が医療、また最低でも救急医療を受ける権利を与えられ、正規の移民労働者及び同伴する家族構成員については、医療ケアの提供に関し、自国人と同等の取り扱いを受けることを保障する対策を講じる。
 9. 11. 国内法令及び慣行に基づき、全ての移民労働者が賃金を定期的に直接受け取り、また、それを望むとおりに用いる自由を有し、雇用の終了に際しては、関連するILO文書に準拠し、全ての賃金の支払いを受けることを保障する対策を講じる。
 9. 12. 法律と実務に関し、全ての移民労働者が、特に農業、建設業、鉱業、旅館・飲食店業、家事労働など、特定の職業及び部門に固有のリスクへの対策を含む安全衛生保護について、また女性が直面する固有のリスクへの対策と、当てはまる場合には職場における昇進の機会について、自国人労働者と均等の待遇を享受することを保障する対策を講じる。
 9. 13. インフォーマルな経済活動をフォーマルな活動に転換し、これらの活動に従事する移民労働者が本枠組みの第8原則及び第9原則に示される権利を享受することを保障する対策を講じる。
 9. 14. 使用者団体及び労働者団体は、団体交渉過程及び社会対話において、男性と女性の移民労働者に関する固有の懸案事項を統合して取り扱うべきである。
10. **本枠組みの第8原則及び第9原則に示される全ての移民労働者の権利が、国際労働基準及び関連地域文書に基づき、各国法及び規則の実効的な適用と実施によって、保護されるべきである⁷。**

ガイドライン

以下のガイドラインは、上記の原則を実務的に効果あるものとする上で、有益なことが判明するであろう。

10. 1. 労働条件を効果的に監視し雇用契約の遵守を監督するため、移民労働者が雇用される全ての職場に対し、労働監督を実施する。

⁷ 関連する個々の条約は、労働監督条約、1947年（第81号）、労働監督（農業）条約、1969年（第129号）及び第97号並びに143号条約である。

10. 2. 労働監督機関または関連する監督官庁が必要な資源を有し、労働監督職員が移民労働者の権利の問題と男女の移民労働者で異なるニーズについて、適正な教育・訓練を受けているよう保障する。
10. 3. 義務と責任を決定する基盤としての機能を果たす雇用契約の文書化と、移民労働者の保護に必要な場合に、これらの契約を登録する仕組みの策定を推進する。
10. 4. 移民労働者と自国人労働者の均等待遇の原則と、本枠組みの第8原則及び第9原則に示される権利の実行が、政策やプログラムにおいて損なわれないように保障すべく、ILOによる多国間枠組みを他の国際機関と推進し議論する。
10. 5. 全ての移民労働者に対する権利侵害の実効的な救済策を規定し、差別、脅迫あるいは報復を受けることなく、苦情を申し立て、権利救済を求めることのできる、実効的で利用しやすい手段を提供する。
10. 6. 移民労働者の募集と雇用に関係する一または全ての個人または団体による権利侵害に対する救済を提供する。
10. 7. 移民労働者の権利の侵害に関与する全ての者に対する実効性のある制裁措置と罰則を規定する。
10. 8. 移民労働者に対し、彼らの権利に関する情報を提供し、自らの権利を擁護できるように支援する。
10. 9. 使用者団体及び労働者団体に対し、移民労働者の権利に関する情報を提供する。
10. 10. 必要ならば、行政及び法的手続きの際、移民労働者に対し通訳・翻訳のサービスを提供する。
10. 11. 雇用と国境を越える移動に関係する法的手続きに係わる移民労働者に対し、国内法令及び実務に基づき、司法サービスを提供する。

VI. 移民に対する虐待的な行為（不適切な処遇を含む）及び その防止と保護

11. 政府は社会的パートナーと協議し、虐待的な行為、密航及び人身取引を防ぐ対策を策定し施行すべきであり、また、非正規の労働力移動の防止に向け努力すべきである⁸。

ガイドライン

以下のガイドラインは、上記の原則を実務的に効果あるものとする上で、有益なことが判明するであろう。

- 11.1. 非正規の労働力移動を防止し、男性及び女性の移民労働者の人身取引を含む国境を越える人の移動に関する虐待的な条件を廃絶する立法措置と政策を採択し実施する。
- 11.2. 例えば家事労働など、特に通常の規制及び保護手段の外側に位置する部門において、移民労働者に対する身体的または性的ハラスメントまたは暴力、移動の制約、債務による束縛、強制労働、賃金及び手当の支払い差止め、過少または遅延支払い、旅券、身分証明書または渡航文書の強制保管、当局への告発の脅威を含む、虐待的な行為の摘発と確認を図る対策を強化する。
- 11.3. 国境を越える移動に関する資格に関係なく、権利を侵害されている労働者のため、例えば雇用契約違反に対する経済的な補償などの救済策を含め、実効的で利用しやすい救済策を実施する。
- 11.4. 移民労働者に対する虐待的行為に関与した個人及び団体に制裁措置と罰則を科す。
- 11.5. 女性と子どもの特別な環境を考慮に入れ、移民労働者と人身取引の被害者が虐待、搾取及び権利侵害を告発することを促進する対策を講じ、この趣旨に沿って、移民労働者が脅迫あるいは報復を受けることなく、苦情を申し立て、賠償を求めることのできる仕組みを設置する。

⁸ 第29号、105号、138号及び182号条約；第97号条約（附録Ⅰ、第3条；第8条及び附録Ⅱ、第13条）；第143号条約第Ⅰ部；1990年国際条約（第21条）。

11. 6. 移民労働者の身分証明書を強制保管することを禁じる。
11. 7. 国境を越える人の移動に関する虐待的な条件に対処するため、情報交換及び国際協力の経路または体制を設置し強化する。
11. 8. 人身取引に関する情報を普及させることで、その脅威の潜在的被害者に注意を促し、この問題に対する国民意識を向上させる。
11. 9. 女性及び子どもに固有のニーズに格別の注意を払い、人身取引及びその他の国境を越える人の移動に関する虐待的な条件の被害者を支援し、保護する。
11. 10. ジェンダーに関わる問題に格別の注意を払い、人身取引の根本的原因と影響に取り組む政策を採択する。
11. 11. 労働力移動に関連する誤解を招く恐れのある宣伝の廃絶を促進する。

Ⅶ. 国境を越える人の移動のプロセス

12. 国境を越える人の移動に関わる全ての段階、特に労働力移動の計画と準備、通過、到着と受入れ、帰国と再統合において、男女の移民労働者を導く、秩序があり公平な労働力移動のプロセスが、送出国・受入国の双方で推進されるべきである⁹。

ガイドライン

以下のガイドラインは、上記の原則を実務的に効果あるものとする上で、有益なことが判明するであろう。

- 12.1. 出発に先立ち、また到着に際し、国境を越える人の移動に関するプロセス、受入国における彼らの権利及び生活と仕事の一般的条件に関する情報、研修及び助言や指導を、彼らの理解する言語により提供することによって、移民労働者の出発、行程及び受入れを円滑にする。
- 12.2. 母国への出発前及び到着に際し、帰国のプロセス、行程及び再統合に関する情報、研修及び助言や指導を提供することによって、可能な限り移民労働者の帰国を円滑にする。
- 12.3. 国境を越える人の移動のプロセスに関する行政手続きを簡素化し、移民労働者及び使用者の手続費用を軽減する。
- 12.4. 移民労働者への情報の普及に、使用者団体及び労働者団体並びに他の関係する非政府組織が参加することを推進する。
- 12.5. 国境を越える人の移動のプロセスの全期間を通じ、移民労働者が権利について知らされ、支援を受けられるように保障するため、送出国及び受入国の労働者団体をネットワーク化する。
- 12.6. 移民労働者の技能及び資格の承認と認定を推進し、それが可能でない場合には、彼らの技能と資格が認知される手段を提供する。
- 12.7. 通訳及び翻訳サービスを提供し、必要な場合には、移民労働者の行政及び法的手続きを支援する。
- 12.8. 男女の移民労働者に情報と支援を提供するため、受入国で実効性のあ

⁹ 第97号条約及び第86号勧告；第110号条約（第18条）。

- る領事業務を提供し、可能な場合には男女の職員を配置する。
12. 9. 家族及び社会的絆の維持を可能とするため、移民労働者が就労している国と出身国の間の移動を容易にする。
 12. 10. 例えば疾病、負傷、本国送還、虐待または死亡の場合に、移民労働者とその家族を支援する福祉基金の設置を検討する。
 12. 11. 移民労働者が差別的な身体検査を受けるように要求されないことを保障する。
13. 送出国及び受入国双方の政府は、民間職業仲介事業所条約、1997年（第181号）及びその勧告（第188号）に基づき、移民労働者の募集・職業紹介業者の認可と監督に、適切な配慮をすべきである。

ガイドライン

以下のガイドラインは、上記の原則を実務的に効果あるものとする上で、有益なことが判明するであろう。

13. 1. 使用者団体及び労働者団体との協議の上、標準化された免許または認証制度を設置し、これに従って募集及び職業紹介サービスが実施されることを規定する。
13. 2. 募集及び職業紹介サービスが移民労働者の基本的原則及び権利を尊重することを規定する。
13. 3. 移民労働者が、理解可能であり法的強制力のある雇用契約を受け取ることを保障する。
13. 4. 募集及び職業紹介業者が、許容されない危険または危害の恐れもしくは虐待的・差別的な待遇を伴う仕事に、労働者を募集、あつせん、または雇用しないように保障する制度を整え、移民労働者には、その理解する言語で、提示された仕事の性格及び雇用条件に関する情報を提供する。
13. 5. 非倫理的行為を行う民間職業仲介業者の禁止、及び不法行為があった場合に、その許可の一時停止又は取消を行うことを含む、非倫理的行為の抑制のために効果的な実施メカニズム及び制裁措置を有する立法措置と政策の実施に努める。
13. 6. 移民労働者に対して、募集あるいは就職あつせん業者の義務の不履行に起因するあらゆる金銭的損失を補償する、例えば保険または債務保証契約のような、募集業者の負担による保護制度の整備を検討する。
13. 7. 募集及び職業紹介に関する手数料またはその他の料金が、直接的または間接的に移民労働者の負担とならないことを規定する。

- 13.8. 募集及び職業紹介サービスに、良好な実績によって認定基準を満たす動機を提供する。

Ⅷ. 社会的統合及び社会的一体化

14. 政府と社会的パートナーは、協議の上、文化的多様性を尊重し、移民労働者に対する差別を防止し、及び人種主義及び排外主義と闘う手段を講じ、社会的統合及び社会的一体化を推進すべきである¹⁰。

ガイドライン

以下のガイドラインは、上記の原則を実務的に効果あるものとする上で、有益なことが判明するであろう。

- 14.1. 差別禁止的な法律及び政策を推進・実施し、移民労働者の平等と非差別を取り扱う専門機関を設置または強化し、また、ジェンダーに配慮してデータを定期的に収集し、これらの問題に関する分析を行う。
- 14.2. 「人種主義、人種差別、排外主義及び関連する不寛容に反対する世界会議」（2001年、南アフリカ、ダーバン）で採択された行動計画のなかの関連する勧告を考慮に入れ、移民労働者に対する人種主義及び排外主義と闘い、これを防止する政策とプログラムを実行する。
- 14.3. 労働市場における移民労働者の地位を、例えば職業訓練と教育機会の提供を通じ、改善する。
- 14.4. 正規の滞在資格を有しない移民労働者またはその他の弱い立場にある移民労働者が、彼らの（出入国管理法上の）資格の結果として直面する特有の問題に鑑み、第143号条約及びそれを補足する第151号勧告に示された政策選択肢の実行を検討する。
- 14.5. 社会的パートナー及び移民労働者の代表と協議の上、移民労働者とその家族の統合を円滑にする対策を構築・実施するための国家的または地域的なセンターを設置する。
- 14.6. 経済的、社会的及び政治的な生活へのより良い代表性と参画を保障するため、社会的パートナー及び移民労働者組織と連携する。
- 14.7. 送出国及び受入国に関する言語及び文化的なオリエンテーションを

¹⁰ 第143号条約（第10、第12及び第13条）；第151号勧告（第7.1(c)及び13-16項）；第86号勧告（第15項）。

提供する。

14. 8. コミュニティ支援ネットワークの創設と充実を容易にする。
14. 9. 社会への統合を円滑にするため、移民労働者が雇用される国で果たしている貢献に関する公教育と意識向上運動を推進する。
14. 10. 国内法令及び実務に基づき、可能な限り移民労働者の家族再統合を円滑にする。
14. 11. 児童の権利に関する国連条約（1989年）に基づき、受入国において誕生した移民労働者の子どもが無国籍となることを防止するため、出生届と国籍を有する権利が保障されるよう努める。
14. 12. 移民労働者の子どもについては、各国の教育制度への統合を円滑にする。
14. 13. 各国の状況に従い、一定期間の合法的な滞在を経た移民労働者の政治活動への参加を可能にする。

IX. 国境を越える人の移動と開発

15. 送出国及び受入国双方の利益のため、雇用、経済成長、開発及び貧困削減への労働力移動の貢献が認知され、最大化されるべきである。

ガイドライン

以下のガイドラインは、上記の原則を実務的に効果あるものとする上で、有益なことが判明するであろう。

- 15.1. 各国の雇用、労働市場及び開発政策に労働力移動を統合し、その主流に組み入れる。
- 15.2. 労働力移動及び移民労働者の、雇用創出、資本形成、社会保障の適用及び社会的厚生を含めた受入国経済への貢献に関する分析を拡大する。
- 15.3. 地域統合の前進と深化に果たす労働力移動の積極的な役割の認識を普及させる。
- 15.4. 送出国及び受入国において、男女の移民労働者による国境を越えた事業活動のイニシアチブと個々の企業展開を含む企業設立と発展へのインセンティブを推進し提供する。
- 15.5. 送出国において、海外からの送金の生産的投資を推進するインセンティブを与える。
- 15.6. 利用しやすい金融サービスを促進することを含め、取引手数料を軽減し、税制上の優遇措置を規定し、金融機関間でもっと大規模な競争を促進することによって、海外送金の費用を軽減する。
- 15.7. 倫理的採用に関する指針の制定を含め、決定的に重要な能力を有する労働者の喪失を緩和する対策を講じる。
- 15.8. 一時的な労働力移動の枠組み及び労働力還流に友好的な査証政策を含めて、労働者の還流、帰還移民及び送出国への再統合を促進する政策を採択する。
- 15.9. 移民労働者にインセンティブを与えることを含め、これらの者による資本、技能及び技術の移転を促進する。
- 15.10. 国境を越えたコミュニティと事業活動のイニシアチブとの連携を推進する。

フォローアップ

1. 2004年の第92回ILO総会における移民労働者に関する一般討議の結論第35項に基づき、理事会は、行動計画の一環として、多国間枠組の実施の進捗状況を定期的に審査するよう要請されるべきである。
2. 本多国間枠組みを、整合性のある連携の基盤として推進するため、ILOは、関連する国際フォーラムへの参加を活用すべきである。

付属文書 I

ILO労働力移動に関する多国間枠組みの中で言及される ILO条約及び勧告リスト

ILO基本条約

結社の自由及び団結権保護条約、1948年（第87号）
団結権及び団体交渉権条約、1949年（第98号）
強制労働条約、1930年（第29号）
強制労働廃止条約、1957年（第105号）
同一報酬条約、1951年（第100号）
差別待遇（雇用及び職業）条約、1958年（第111号）
最低年齢条約、1973年（第138号）
最悪の形態の児童労働条約、1999年（第182号）

移民労働者に関する条約

移民労働者条約（改正）、1949年（第97号）
移民労働者勧告（改正）、1949年（第86号）
移民労働者（補足規定）条約、1975年（第143号）
移民労働者勧告、1975年（第151号）

その他のILO条約

均等待遇（災害補償）条約、1925年（第19号）
労働監督条約、1947（第81号）年
労働条項（公契約）条約、1949年（第94号）
賃金保護条約、1949年（第95号）
社会保障（最低基準）条約、1952年（第102号）
農園条約、1958年（第110号）

均等待遇（社会保障）条約、1962年（第118号）
雇用政策条約、1964年（第122号）
労働監督（農業）条約、1969年（第129号）
最低賃金決定条約、1970年（第131号）
三者の間の協議（国際労働基準）条約、1976年（第144号）
看護職員条約、1977年（第149号）
職業上の安全及び健康に関する条約、1981年（第155号）
社会保障の権利維持条約、1982年（第157号）
職業衛生機関条約、1985年（第161号）
建設業における安全健康条約、1988年（第167号）
労働条件（旅館及び飲食店）条約、1991年（第172号）
鉱山における安全及び健康条約、1995年（第176号）
民間職業仲介事業所条約、1997年（第181号）
母性保護条約、2000年（第183号）
農業における安全健康条約、2001年（第184号）

国際連合条約

全ての移住労働者及び家族構成員の権利保護に関する国際条約、1990年

